

つ の 給 付 金。



障害・遺族年金受給者
向け給付金

対象者の方は
さらに確認じゃ！



障害・遺族年金受給者向け給付金を受けるには

対 象 の 方

- ・左記の『臨時福祉給付金』の受給対象の方
 - ・平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている方
- ※ただし、今年5～6月頃に高齢者向け給付金（30,000円）を受給された方は対象外です。

受 給 額

1人につき 30,000円

※左記の『臨時福祉給付金』と併給できます



ご注意

「振り込め詐欺」や
「個人情報・マイナンバーの詐取」
にご注意ください！



市町村や厚生労働省が『臨時福祉給付金』や『障害・遺族年金受給者向け給付金』で、皆さんに銀行・コンビニなどの現金自動支払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

そのような電話や郵便、メールがあった場合には、ただちに保健福祉センター（32-2000）または警察（110）にご連絡ください。

確認じゃ！ 2

今年も
確認じゃ！



平成28年度
臨時福祉給付金

臨時福祉給付金を受けるには

対象の方

- ・平成28年1月1日時点で和寒町に住民票がある方
 - ・平成28年度分の町民税（均等割）が課税されていない方
- ※ただし、課税されている方の扶養親族になっている場合や、生活保護を受給されている方は対象外です。

受給額

1人につき 3,000円

手続きの方法

8
月
中
旬
〜
10
月
下
旬

役場から、町民の皆さんに給付金に関するお知らせを郵送します。

給付金の対象になると思われる方は、お知らせに同封した『申請書』に必要事項を記入・押印、必要書類を添付し、保健福祉センターまたは役場1階お客さま窓口にて、ご持参または郵送してください。

申請内容を審査のうえ、支給要件に該当される方に決定通知書を送付します。後日、ご指定の口座へ給付金を振り込みます。支給要件に該当しない方には、該当しない旨の通知書を送付します。